

## さいたま市規則第75号

### さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成27年さいたま市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4号オの規則で定める産業廃棄物処理施設に関する変更)

第2条 条例第2条第4号オの規則で定める産業廃棄物処理施設に関する変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置の場所の面積に係る変更であって、当該変更によって当該面積が20パーセント以上拡大するに至るもの
- (2) 産業廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
- (3) 条例第2条第3号アに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類を追加するもの（同条第4号イに該当するものを除く。）
- (4) 条例第2条第3号ウに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類を追加するもの（同条第4号ウに該当するものを除く。）

(生活環境の保全上利害関係を有する者)

第3条 条例第2条第7号の規則で定める生活環境の保全上利害関係を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係地域に事務所等事業活動の拠点を置く者
- (2) 関係地域に住所を有する者が属する自治会、町内会その他の地縁に基づき形成された団体

(事業計画書等)

第4条 条例第5条第1項の事業計画書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類

- (2) 事業計画者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 事業計画者が個人である場合には、住民票の写し
- (4) 事業場の概要を記載した書類
- (5) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所に係る土地の公図の写し及び登記事項証明書
- (6) 事業計画者が前号に掲げる土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証明する書類
- (7) 産業廃棄物を運搬するための車両に係る運行計画を記載した書類
- (8) 産業廃棄物処理施設の概要を記載した書類
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設である場合にあっては、維持管理計画書
- (10) 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止計画書
- (11) 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書及び同条第2項の規定により事業計画書に添付する生活環境配慮書の部数は、5部とする。

4 条例第5条第1項の規則で定める物は、事業計画書及び生活環境配慮書（以下「事業計画書等」という。）の内容を記録した光ディスク（これに準じる記録媒体を含む。）とする。

（生活環境配慮書）

第5条 条例第5条第2項に規定する生活環境配慮書には、事業計画の内容及び周辺地域の生活環境の状況を勘案し、次に掲げる項目のうち、当該生活環境に影響を及ぼすおそれがある項目について調査し、その結果を記載するものとする。

- (1) 大気質
- (2) 騒音（令第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設である場合にあっては、低周波音を含む。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭

(5) 水質

2 条例第5条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調査の項目
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果
- (4) 生活環境の保全のために配慮すべき事項
- (5) 生活環境の保全のために講じることとした措置の内容

(関係地域に関する基準)

第6条 条例第6条の関係地域は、次の表の中欄に掲げる産業廃棄物処理施設の種類の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域の基準の欄に定める範囲を基本とし、事業計画書等の内容及び産業廃棄物処理施設の設置等の場所の周辺地域の生活環境その他の地域的な特性を勘案し、定めるものとする。

項	産業廃棄物処理施設の種類	生活環境の保全上支障が生じるおそれのある地域の基準
1	令第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる産業廃棄物の処理施設	当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地の境界線から500メートル以内
2	焼却施設及び灰溶融施設（1の項の中欄に掲げる産業廃棄物の処理施設に該当する施設を除く。）	当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地の境界線から500メートル以内
3	1の項の中欄及び2の項の中欄に掲げる施設以外の施設	当該産業廃棄物処理施設の設置等の場所の敷地の境界線から200メートル以内

(事業計画書等について公告する事項)

第7条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物である場合にあっては、その種類）
- (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力

- (6) 関係地域の範囲
- (7) 縦覧の場所、期間及び時間
- (8) 関係住民等が生活環境の保全上の見地からの意見を意見書の提出により述べる  
ことができる旨
- (9) 前号の意見書の提出期限及び提出方法
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(事業計画書等の縦覧)

第8条 条例第7条の規定による縦覧の日及び時間は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後4時30分までとし、その場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市役所
- (2) 関係地域が含まれる区の区役所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所  
(説明会開催計画等報告書)

第9条 条例第8条第2項の規定による報告は、説明会開催計画等報告書（様式第2号）によってしなければならない。

(説明会の開催等の広告)

第10条 条例第8条第2項の規定による広告は、印刷物の配布、掲示板への掲示、インターネットの利用その他の適当な方法により行うものとする。

2 前項の広告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業計画者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 説明会を開催する日時及び場所
- (3) 事業計画の概要
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置等の場所
- (5) 産業廃棄物処理施設の種類
- (6) 産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物である場合にあっては、その種類）
- (7) 産業廃棄物処理施設の処理能力
- (8) 関係地域の範囲

(9) 条例第7条の規定により事業計画書等が縦覧に供されている旨  
(説明会等実施状況報告書)

第11条 条例第8条第4項の規定による報告は、説明会等実施状況報告書(様式第3号)によってしなければならない。

(関係住民等の意見書の記載事項)

第12条 条例第9条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提出しようとする意見書の対象である事業計画書に記載されている事業計画者の氏名又は名称
- (3) 事業計画書等についての生活環境の保全の見地からの意見

(見解書)

第13条 条例第10条の規定による見解書の提出は、見解書(様式第4号)によってしなければならない。

(見解書周知実施状況報告書)

第14条 条例第11条第2項の規定による報告は、見解書周知実施状況報告書(様式第5号)によってしなければならない。

(審査結果通知書等)

第15条 条例第12条第1項の審査結果通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 条例第12条第2項の規定による報告は、審査結果措置報告書(様式第7号)によってしなければならない。

(産業廃棄物処理施設設置等承認書)

第16条 条例第13条第1項の産業廃棄物処理施設設置等承認書の様式は、様式第8号のとおりとする。

(手続の免除を受けることができる場合等)

第17条 条例第14条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第5条第1項第1号に掲げる事項を変更する場合
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所において事業計画の規模を縮

小する場合

(3) 生活環境の保全のために事業計画の内容を変更する場合

2 事業計画者は、条例第14条ただし書の承認を受けようとするときは、手続免除申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画廃止届出書）

第18条 条例第15条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書（様式第10号）によってしなければならない。

（あっせん申請書）

第19条 条例第17条第1項の申請は、あっせん申請書（様式第11号）により行うものとする。

（条例第19条第1項の規則で定める変更）

第20条 条例第19条第1項の規則で定める変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

(1) 産業廃棄物処理施設の設置の場所の面積に係る変更であって、当該変更によって当該面積が拡大するもの（第2条第1号に該当するものを除く。）

(2) 産業廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が増大するもの（第2条第2号に該当するものを除く。）

（身分証明書）

第21条 条例第22条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第12号のとおりとする。

（条例の規定を適用しない産業廃棄物処理施設）

第22条 条例第27条第1項の規則で定める産業廃棄物処理施設は、工場又は事業場（工場の現場を含む。）の敷地内において、当該工場又は事業場から排出される産業廃棄物のみを処理するため、当該産業廃棄物の処理に必要な期間に限って設置する移動式の産業廃棄物処理施設とする。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日規則第18号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。